Professional Eye

プロフェッショナルアイ

保険関係の法律と保険募集における禁止行為

FDSグループ代表
エージェントバンク（FDSグループ）主任研究員
吉富明彦
関戸恵子

はじめに

2、3年前から続いていたK生命保険の乗り換え契約における不適切販売に対し調査・処分が進む中、2020年9月に同社の企業向け保険の販売において告知義務違反を勧める行為が発覚した。また、10月にはD生命保険の営業職員による19億円搾取が話題となった。同社ではその後の調査で、他に複数の営業職員等による金銭の搾取が見つかった。

保険募集人による不正が相次ぐ昨今、改めて保険募集上の禁止行為について確認する。

Ⅰ．保険関係の法律

保険業特有の法律に、「保険法」と「保険業法」がある。

(ⅰ) 保険法

保険法は元々商法の中に含まれていたが、100年ぶりの見直しが行われ、商法から独立して10年4月1日に施行された（管轄は法務省）。

このとき共済も対象に含めることや、第三分野の保険（医療保険やがん保険等）も規制の範囲とする等、適用範囲の拡大が行われた。また、保険法の対象は保険契約であるが、保険契約者等の保護のため保険契約上のルールが強化された。

①告知義務については従来の「自発的申告義務」から「質疑応答義務（保険会社等の保険者の質問に答えれば足る）」になった。また、保険募集人による告知妨害等があった場合、保険者は告知義務違反を理由に契約解除や保険金支払拒否ができない。

②保険金等の支払時期が規定され、保険者は約款に支払期限を明記することになった。

③保険者が契約を解除できる重大事由が限定された（故意に保険事故を発生された場合や詐欺等を列挙）。

保険会社は募集人の教育と管理の徹底を

④保険契約者は保険金受取人を（遺言でも）変更できる（被保険者の同意が必要）。

⑤生命保険等において保険契約者と被保険者が異なる場合、被保険者の同意が必要である。

⑥法律の規定は、「片面的強行規定（法律より保険契約者等に不利な約款は無効）」である。

(ⅱ) 保険業法

保険業法（以下、業法）は、保険業を行う保険者を金融庁が監督するための規定である（管轄は金融庁）。保険会社の種類や組織運営、業務、保険契約者保護の仕組み等を規定する。

1995年の改正で根拠法のない共済（無認可共済）が認められなくなり、「少額短期保険制度」が新設された。その他の根拠法のある共済については業法の適用外である（各協同組合法が適用）。また、98年には保険会社の破綻に備えて「保険契約者保護機構」が設立された。

①保険募集に関する禁止行為：後述

②保険募集の意義：保険募集行為として、「保険契約の締結の勧誘」等を列挙

③保険募集人に関する制限：保険募集人の登録義務や二重登録・乗合募集の禁止（乗合代理店は例外措置）

また、2016年5月施行の改正業法には、以下のこと等が盛り込まれた。

④情報提供義務（第294条）：保険契約の締結や加入の適否判断に必要な情報の提供

⑤意向把握義務（第294条の2）：保険募集に際し、顧客意向の把握、当該意向に沿った保険プランの提案等、顧客の意向と契約内容があっているか確認

⑥代理店の体制整備義務（第294条の3）：代理店に対し、業務の規模・特性に応じた体制の整備を義務付け

Ⅱ．保険募集に関する禁止行為

業法第300条および保険業法施行規則（以下、施行規則）第234条において、保険販売に際し保険募集人が行ってはいけない行為が規定されている。

①虚偽の告知又は重要事項の無告知（業法第300条第1項第1号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の判断に影響を及ぼすこととなる重大な事項（保険料、保険期間、補償内容等）を告げない行為。

例えば、免責事由（保険金が支払われない事由）について説明しない等。

②重要事項について虚偽の告知の勧め（同第1項第2号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、重要な事項（住所、氏名、保険の対象、他の契約の有無、事故歴等）につき虚偽のことを告げることを勧める行為。

例えば、胃がんによる入院歴を胃潰瘍と告知するよう勧める等。

③重要事項について告知の妨害、又は無告知の勧め（同第1項第3号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為。

例えば、被保険者である従業員が通院していることを告知書に記載しないよう保険契約者である経営者に勧める等。

④不適正な乗換募集（同第1項第4号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立している契約を解除（解約）させて新たな契約を勧める行為。

例えば、既契約を解約後に、告知によっては新契約に入れず無保険状態になることを説明せずに募集する等。

⑤特別な利益の提供（同第1項第5号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻し、その他特別利益の提供を約束し、又は提供する行為。

例えば、保険募集人が保険料の一部を保険契約者に払い戻す等。

⑥他の保険契約との比較において、誤解を招く説明や表示（同第1項第6号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、他の保険商品との比較の中で有利な部分のみを説明し、不利な部分を説明しない行為。

例えば、補償内容の違いには触れず保険料の安さのみ協調する（故意でなくても）等。

⑦将来の不確実な事項につき断定的な判断の示唆、又は確実であると誤解を招く説明（同第1項第7号）

保険募集人が保険契約者又は被保険者に対して、将来の配当等将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的な判断を示し、又は確実であると誤解を招く説明や表示をする行為。

例えば、不確実な契約者配当金を含む満期金額を確定金額のように説明する等。

⑧保険会社の特定関係者が特別利益の提供等を行っている者への保険募集（同第1項第8号）

保険会社のグループ会社等が保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の供与を約束し、又は提供していることを知りながら、保険契約の申し込みをさせる行為。

例えば、総務部の事務用品の購買を約束し、保険加入を勧める等。

⑨保険契約者等の保護に欠ける行為（同第1項第9号）

8号までの他に保険契約者等の保護に欠ける恐れがあるとして内閣府令で定める行為。

例えば、圧力募集、他社の誹謗・中傷、代筆・代印、無断契約等。

⑩信用・支払い能力等に関し、客観的な事実に基づかない事実や数値の表示（施行規則第234条）

例えば、客観的データがないにも関わらず、当社が1番ですと説明する等。

⑪保険の種類・保険会社について誤解を招く行為（施行規則第234条）

例えば、生損保セット商品において、生保、損保それぞれの引受保険会社を説明しない等。

Ⅲ．罰則規定と募集人教育

業法第300条違反の疑いがある場合、内閣総理大臣（実際には金融庁）は報告・資料の提出を命じ（報告徴求命令）、又事務所等に立ち入り検査を行う（業法第305条）。

その結果違反行為が判明したとき、業法第300条第1項第1号～3号の違反に対しては、1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金又はこれを併科させる（業法317条、321条）。又業法第300条第1項第4号～9号の違反に対しては、登録取り消しや業務停止命令又は業務改善命令等の行政処分の対象となる（業法第300条、第307条等）。冒頭で業法違反等のあった生保会社でも報告徴求命令や立ち入り検査があり、既に行政処分を受けたところもある。

また、業法上の罰則以外にも社内規定に基づく処分を行っている会社もある。罰則規定は業法違反等の抑止力になるが、募集人に対する意識教育こそ重要である。

保険募集人は保険業の最前線で、直接顧客に接する立場にある。いわば保険会社等保険者の顔である。この募集人が業法違反とりわけ第300条違反や、今般のような犯罪行為を行うことは、所属する保険会社等のイメージを悪くするばかりでなく、保険業の信頼を損ねることにつながる。そのことを保険募集人に自覚してもらう責任は、保険募集人に保険商品を販売させる保険会社等にある。

改めて保険会社等に対し、保険募集人の教育と管理の徹底が求められる。また、生保業界においては、保険募集人の質の向上のため更新制度の導入を検討すべきときではないかと思われる。

保険販売の新たな地平
保険業法改正と募集人規制
早稲田大学保険規制問題研究所（代表：大塚英明）編
2016年5月施行の保険業法改正で導入された保険募集の抜本的な規制制度について、実務と理論の両面から検討。
●A5判・236頁　（2016年7月刊）
●定価（本体2,200円+税）／送料450円+税
ISBN978-4-89293-273-1
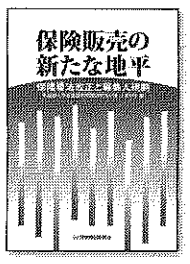
お申込みはFAXまたはWEBで
FAX03-5816-2863
http://www.homai.co.jp/
保険毎日新聞社
東京都台東区台東4-14-8
ジモジンパークビル2F
TEL03-5816-2861